

# お知らせ

## 令和3年度 固定資産税について

令和3年度固定資産税納税通知書を4月中旬に発送いたします。

また、賦課期日(基準日)である令和3年1月1日現在で、災害危険区域内の使用されていない土地や復興関連事業(土地区画整理事業など)で使用が制限され使用されていない土地、未修繕の被災家屋で使用されていない家屋については、その対象となる固定資産

税が全て減額されます。それ以外の浸水区域にあった土地・家屋並びに土地区画整理事業地内で仮換地指定により使用収益が開始された土地の固定資産税につきましては、その対象となる固定資産税の2分の1が減額されます。

**☎ 税務会計課 課税班**  
Tel 0193-42-8711

## 令和3年度固定資産税の 縦覧・閲覧制度について

**【縦覧帳簿の縦覧】**  
土地や家屋を所有している納税義務

者が、他の土地や家屋との比較を通じて、自己の土地や家屋の価格が適正であることを確認することができます(無料)。

**■縦覧できる帳簿**  
土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・区域・地目・地積・価格)  
家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

**■縦覧できる人**  
令和3年度 固定資産税の納税義務者

**【固定資産課税台帳の閲覧】**  
納税義務者は固定資産課税台帳(土地・家屋・償却資産)に自己の資産が

# 東日本大震災に伴う令和3年度以降の固定資産税の取扱いについて

## ◆津波浸水区域における固定資産税について

令和3年度までは東日本大震災津波固定資産税減免要綱に基づき、津波浸水区域内で対象と認められる固定資産(土地・家屋)について、全額減免または2分の1減免としておりますが、令和3年で復興事業が完了することから、**令和4年度から減免が終了となり通常の課税**となります。

年 度	未使用土地・家屋	使用している土地・家屋
令和3年度	全額減免	2分の1減免
令和4年度以降	課税(減免なし)	

※復興事業の完了とは土地区画整理事業や防災集団移転促進事業といった面整備、防潮堤、水門などの工事完了をいいます。

～下記の各特例は期間が延長となりました～

## ◆被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)を令和8年度まで住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分(ただし家屋の床面積の10倍まで)は3分の1としています。

## ◆被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者などが被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、被災代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分は住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分(ただし家屋の床面積の10倍まで)は3分の1としています。

## ◆被災代替家屋の特例

東日本大震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが、その家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和8年3月31日までの間に取得、または改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得、または改築後4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1減額します。

## ◆被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者などが、その償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を令和6年3月31日までの間に取得、または改良した場合には、取得、または改良後4年度分の課税標準額について、価格の2分の1とする特例を適用します。

※上記の代替資産に関する固定資産税の特例措置を受けるためには申告が必要です。

**☎ 税務会計課 課税班 Tel 0193-42-8711**

記載された部分について閲覧ができません(無料)。

**■閲覧できる帳簿**  
固定資産税課税台帳兼名寄帳

**■閲覧できる人**  
令和3年度 固定資産税の納税義務者・借地借家人など(賃貸借契約書などが必要。該当部分に限る)

**■縦覧・閲覧期間**  
4月1日(木)～4月30日(金)  
※土・日・祝日は除く  
8:30～17:15

**■縦覧・閲覧場所**  
大槌町役場 税務会計課

**■必要書類**  
縦覧・閲覧は、相続人(相続人とわかる書類が必要)・納税管理人・代理人(委任状が必要)もできますが、必ず本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参して下さい。なお、委任状には必ず本人の自署・押印(法人の場合は代表者印)が必要です。

**☎ 税務会計課 課税班**  
Tel 0193-42-8711

## 国民年金保険料学生納付 特例制度のお知らせ

国民年金には、学生である期間について、本人の所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

猶予期間は4月から翌年3月までの1年間となり、毎年度申請が必要です。

翌年度も在学予定の場合は、4月初めに申請書が送付されますので、引き続き希望される方は、申請してください。なお、学生納付特例の期間は将来受け取る年金額には反映されませんが、10年以内であれば、あとから納めることができます。

**■必要書類**  
①在学証明書の原本または学生証の写し  
②基礎年金番号がわかるもの

**■申請・問い合わせ**  
宮古年金事務所 Tel 0193-62-1963  
町民課 国保年金班 Tel 0193-42-8713

## 【中小企業者向け支援】 家賃補助制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対して、家賃・借地料の一部を補助します。

**■対象事業者**  
次のいずれにも該当する町内に事業所を有する中小企業者

- ①小売業、飲食業、サービス業などを営む事業者
- ②令和3年4月から6月のうち、いずれかひと月の売上が前々年同月比20%以上減少した事業者

**■補助内容**  
補助率：1/2  
補助上限額：1事業所ごとに1か月につき10万円(連続する3カ月合計30万円まで)

**■申請期間**  
4月5日(月)～7月30日(金)まで

**■申請場所**  
大槌町役場産業振興課窓口(郵送の受付可)

**☎ 大槌町産業振興課 商工観光班**  
Tel 0193-42-8725

## 【おおちゃん地元応援券【飲食・タクシー限定】の販売について

町内の飲食店・タクシー限定(参加事業者)で使用できるお得な応援券を販売します。

**■額面**  
1冊7,500円分の応援券を5,000円で販売(500円券15枚綴り)

**■購入上限額**  
1回あたり1人4冊(20,000円で30,000円分)まで

**■販売期間**  
4月15日(木)から完売まで

**■販売場所**  
シーサイドタウンマスト、大槌駅、おしゃっち

**■使用期間**  
4月15日(木)～6月30日(水)まで

**■町内使用可能店舗**  
広報折込チラシを確認ください。

**☎ (一社)大槌町観光交流協会**  
Tel 0193-42-5121

**おはぐらぶ 4月の手芸教室のご案内**

☎【12日(月)】 10時～12時 おしゃっち 第2・3会議室  
13時30分～15時30分 大ケ口集会所

☎【26日(月)】 10時～12時 おしゃっち 第2・3会議室

☎【14日(水)・28日(水)】 18時30分～20時30分 おしゃっち

**吊るし飾り教室のご案内** 1年を通して吊るし飾りを作る方参加募集完成させて展示会を開催します。

1回参加費 600円～(材料によって参加費は変わります) 10名  
材料準備のため4月12日まで(締め切り)ご連絡ください。

☎(お問合せ) おおつち おばちゃんくらぶ 川原畑: 090-7074-0174  
草の根支援組織応援基金活用

**赤武不動産(柵内)**

**売地・売家・借家 物件募集**

☎(営業時間) 7:30～19:30

**赤武石油ガス(株)不動産**

〒028-1131 上関伊那大槌町大槌 12-125  
TEL:0193-42-3167 FAX:0193-42-2310

～まつげエクステサロン～

**Grace グラース**

予約はこちらからも出来ます。

☎(場 所) 大槌町 末広町 下は空き店舗の2階 おしゃっち付近  
☎(時 間) 9:00～18:00 最終受付17時、その他要相談  
☎(定休日) 毎週月曜日、第2・4日曜日(変更あり)  
☎(電 話) 080-1657-3605

**おおつち オオタ整骨院**

☎(住所) 大槌町小槌第26地割140-1  
☎(電話) 0193-27-5795 駐車場4台

**診療時間: 午前 9:00～13:00 午後 14:30～19:30**

**休診日: 毎週木曜日・第1月曜日**  
※土日・祝日診療しております。

●町民バス: 生井沢入口 徒歩3分(150m)  
●最寄りバス停: 花輪田 徒歩3分(160m)  
●県交通バス: マスト前 徒歩10分(650m)